

四街道市商工開発促進審議会委員公募要項

大規模小売店舗立地に際し、その周辺地域の生活環境の保持や小売業の健全な発達を図るため、必要な事項について審議をしていただく四街道市商工開発促進審議会の委員を以下のとおり募集します。

1 応募要件

商工業の発展に関心がある市民

※ 原則として、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度としています。

また、本審議会の委員となることができるのは6年までです。

2 募集人数

2人

3 任期（予定）

令和8年6月1日から令和10年5月31日まで（2年間）

4 活動内容

会議は、大規模小売店舗立地法に係る届出書が千葉県へ提出され、市の意見を提出する際に、原則として平日の日中に2時間程度開催しますが、届出の状況によっては、任期期間中に開催しない場合もあります（令和4年度1度開催）。

5 報酬等

四街道市特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定による委員報酬をお支払いします。また、このほか、交通費をお支払いします。

6 募集期間

令和7年11月17日（月曜）～令和7年12月19日（金曜）

※ 期日厳守。郵送の場合は令和7年12月19日（金曜）必着

7 提出書類

① 応募用紙（別紙1）

市役所1階受付、市役所2階産業振興課にて配布します。

市ホームページからもダウンロードできます。

② レポート（別紙2）

「私の考える四街道市の商工振興について」をテーマに応募用紙（別紙2）又は任意のA4サイズ用の紙1ページに800字程度で考えをまとめてください。また、任意の用紙を利用する場合は、「テーマ」及び「氏名」を必ず記載してください。

※ 上記の条件に不備がある場合は、受理できません。

8 提出方法

① 直接持参

市役所 2 階産業振興課 まで

※ 受付時間は土曜、日曜、祝日を除く 9 時から 16 時 30 分まで

② 郵送

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所産業振興課 あて

③ 電子メール

ysangyo@city.yotsukaido.chiba.jp あて

9 選考方法

提出いただいた書類を基に、庁内の公募委員選考委員会において、次の基準に従い、選考を行います。なお、選考の結果については、本人あて文書にて通知します。

1) レポート審査

応募者より提出されたレポートについて、次の審査基準に基づき、計 25 点満点で採点します（6 割以上を合格点とします）。

【審査基準…（ ）内は配点】

- ① 参加への意欲・熱意（5 点）
- ② 論理の一貫性及び分かりやすさ（5 点）
- ③ 社会経済情勢や本市の現状・課題の理解（5 点）
- ④ 課題の解決に向けた実現可能性（5 点）
- ⑤ 地域活性化への貢献度（5 点）

※ 各委員が採点した点数の平均点を委員会の点数とします。

2) 総合評価（選考）

庁内の公募委員選考委員会において、上記レポート審査による合格点以上の者について、本市における委員兼職状況、市政への関与・市民活動等の経験、地域性、男女比率、年齢層等を基に総合的に判断し、公募委員として選考します。

10 注意事項

- 1) 提出書類に虚偽が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。
- 2) 受理した書類は、返却いたしません。

11 問い合わせ先

四街道市地域共創部産業振興課 ☎043-421-6134